

大和市消防団の設置等に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、本市における消防団の設置、名称及び区域について、必要な事項を大和市条例で定めることを規定しています。

【解説】

消防組織法第18条第1項に、消防団の設置、名称及び区域については、条例で定めることとされています。

(消防団の設置)

第2条 本市に消防団を設置する。

【趣旨】

本条は、本市に消防団を設置することを規定しています。

【解説】

消防組織法第9条に、市の消防事務を処理するため、消防本部、消防署、消防団の全部又は一部を設置しなければならないと規定されています。

本市では消防本部及び消防署を設置していますが、さらに消防の責任を十分に果たすことを目的として消防団を設置することを定めています。

消防団は、主として災害の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び被害の軽減の活動に従事する機関です。

(消防団の名称及び区域)

第3条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 大和市消防団

区域 大和市一円

【趣旨】

本条は、消防団の名称及び区域を定めることを規定しています。

【解説】

消防団の名称を「大和市消防団」とします。

消防団の区域とは、消防団の責任地域をいい、消防組織法第6条には、市の区域における消防の責任は市が有するものと規定されていることから、その区域は大和市全域とすることを定めています。